

# 山口県報

平成21年  
9月25日  
(金曜日)

## 目次

規則	山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課).....一
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課).....一
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
	下関都市計画道路事業の認可(都市計画課).....三
	山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....三
公告	契約の締結(税務課).....三
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....四
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五
	貸金業者の登録の取消し(経営金融課).....六
	土地改良区役員の届出(農村整備課).....六
	土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....七
	県管長門地区中山間地域総合整備事業(湯町換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....七
	公安委告示
	銃砲刀剣類所持等取締法に規定する医師の指定.....七



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十五日

### 山口県規則第六十三号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成二十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「アナグマ」の下に「、アライグマ」を、「ニホンジカ」の下に「、ヌートリア」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県知事 二井 関成

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十五日

### 山口県規則第六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「アナグマ」の下に「、アライグマ」を、「ニホンジカ」の下に「、ヌートリア」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県知事 二井 関成



### 山口県告示第三百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年九月二十五日から同年十月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本化薬株式会社  
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場  
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /分)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔 一 日 当 た り の 使 用 時 間
三三三ーリ (二基)	四〇	平成二一、 一、二、一	平成二一、 一、二、八	平成二一、 一、二、一〇	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
三三三ーリ (二基)	七	一〇〇	〇・〇六
	最 大	二五〇	〇・〇六
	最 大	一〇〇	
	最 大	二〇〇	
	最 大	一〇	
	最 大	一五	
	最 大	五	
	最 大	一五	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	八・五	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	二〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	六〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	一〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	検出せず	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	一〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	一五	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三・五	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	二七	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三三・五	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	四四〇	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大
"	三五	通	最大	浮遊物質 (mg/l)	最大

山口県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・四・五十五勝谷形山線

三 事業施行期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

下関市秋根上町二丁目、秋根上町二丁目、大字勝谷及び大字秋根

山口県告示第三百七十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一の表中

萩市川上総合事務所	萩市役所	萩市川上総合事務所	萩市役所
二の川上四四六	一〇〇	二の川上四四六	一〇〇
"	"	"	"
"	"	"	"

を

萩市川上総合事務所 二の川上四四六 平成一七、三、六 に、

社団法人山口県 自家用自動車協会 五番五八号 社団法人山口県 自家用自動車協会 五番五八号 萩市職員共済会 理事 田中裕 山口市大字江向五 一〇〇 萩市役所 四八七 大字土原四 平成二、一、一

社団法人山口県 自家用自動車協会 五番五八号 社団法人山口県 自家用自動車協会 五番五八号 萩市職員共済会 理事 田中裕 山口市大字江向五 一〇〇 萩市役所 四八七 大字土原四 平成二、一、一



(三〇八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

- 二 総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 三 落札に係る特定役務の名称及び数量
- 四 自動車税納税通知書等作成業務 一式
- 五 契約の相手方を決定した手続
- 六 一般競争入札
- 七 落札者を決定した日
- 八 平成二十一年七月十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社イセトー 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町五五二

六 落札金額  
三千九百九十七万七千九百十円

七 入札公告日  
平成二十一年五月二十六日

八 その他  
(-) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法  
購入等

(三) 落札方式  
最低価格

(三〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年九月二十五日から平成二十二年一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・モール周南、星プラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 齋藤 明弘  
株式会社 山田 宏  
下松商業開発株式会社  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社西友	株式会社西友	午前八時	午前零時
株式会社イケダベツトファ	株式会社イケダベツトファ	"	午前九時三〇分
イトキン株式会社	イトキン株式会社	"	"
株式会社イノウエ	株式会社イノウエ	"	"
株式会社オンワード樫山	株式会社オンワード樫山	"	"
株式会社キャンドウ	株式会社キャンドウ	"	"
株式会社キング	株式会社キング	"	"
有限会社詩仙堂	有限会社詩仙堂	"	"
株式会社鈴丹	株式会社鈴丹	"	"
株式会社タツミヤ	株式会社タツミヤ	"	"
株式会社東京デリカ	株式会社東京デリカ	"	"
有限会社ぱつしゅん企画	有限会社ぱつしゅん企画	"	"
株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	"	"
株式会社パピウエア	株式会社パピウエア	"	"
ファイテン株式会社	ファイテン株式会社	"	"

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	有限会社ぱっしょん企画	"	"
	株式会社東京デリカ	"	"
	株式会社タツミヤ	"	"
	株式会社鈴丹	"	"
	有限会社詩仙堂	"	"
	株式会社キング	"	午後八時
	株式会社キャンドウ	"	午後九時
	株式会社オンワード檜山	"	午後八時
	株式会社イノウエ	"	午後九時
	イトキン株式会社	"	"
	株式会社イケダベツトファーム	"	午後八時
	株式会社西友	午後一〇時	午後一二時
	株式会社和光	"	"
	株式会社ローズ	"	"
	有限会社レディスいとや	"	"
	めがねの田中チエーン株式会社	"	"
	株式会社明林堂書店	"	"
	有限会社ミツル	"	"
	株式会社マーブルリンク	"	"
有限会社宝石の森	"	"	

来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社ハニーズ	"	午後九時
	株式会社パピウエア	"	午後八時
	ファイテン株式会社	"	"
	有限会社宝石の森	"	"
	株式会社マーブルリンク	"	"
	有限会社ミツル	"	"
	株式会社明林堂書店	"	午後九時
	めがねの田中チエーン株式会社	"	午後八時
	有限会社レディスいとや	"	"
	株式会社ローズ	"	"
	株式会社和光	午前七時三〇分から午後一時まで	午前零時から午後一二時まで

四 届出年月日  
 平成二十一年九月十一日  
 変更年月日  
 平成二十二年三月二十五日

(三二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年四月二十四日山口県公告(一四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十一年九月二十五日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)ニトリ下関長府店  
所在地 下関市亀浜町一八一八の二四
- 二 意見の概要  
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三二一) 貸金業者の登録の取消し

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の五第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

商号又は名称 アイローファ イナンス	代表者の氏名 国民男	主たる営業所等の所在地 宇部市上町一丁目一番二一	登録番号 (9)山口県知事 第〇〇五七四号	登録年月日 平成二〇、九	登録取消年月日 平成二一、六
--------------------------	---------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------	-------------------

(三二二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 就任した役員  
土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所  
小野田市高千帆土地改良区 理事 三井 諱 山陽小野田市大字有帆三三八
- " " 西村 勲 " 大字東高泊二の八

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所	所
小野田市高千帆土地改良区	理事	藤本省二	日の出四丁目一五番一五号	
"	"	高木 謙治	大字東高泊二〇一四の三	
"	"	中村 吉都	新生一丁目三番六五号	
"	"	相本 繁夫	大字千崎三九九の九	
"	"	西田 一	大字西高泊三九	
"	"	伊藤 周作	大字西高泊三九	
"	"	深井 敏博	八〇一	
"	"	藤田 清次	一九二三	
"	"	藤本 知生	一四八〇	
"	"	柳井 誠	大字東高泊三三五	
"	"	中村 義治	大字千崎二〇五	
"	"	長谷川 淳	大字西高泊二二五六	
"	"	柳井 誠	山陽小野田市大字東高泊三三五	
"	"	村田 幸三	" 五六二の六	
"	"	藤本省一	日の出四丁目一五番一五号	
"	"	高木 謙治	大字東高泊二〇一四の三	
"	"	相本 繁夫	掬山二丁目二七番八号	
"	"	日高 秀雄	掬山一丁目一七番五号	
"	"	中村 吉都	新生一丁目三番六五号	
"	"	桂 忠士	大字千崎六七	
"	"	西田 一	" 三四九の九	
"	"	高橋 園保	大字東高泊一三六九	
"	"	石原百合三	大字西高泊一九四	
"	"	深井 敏博	八〇一	
"	"	吉武 満重	" 一三三六	
"	"	藤本 知生	" 一四八〇	
"	"	信次 清行	" 二一六五	
"	"	河口 忠一	大字東高泊三四九	

” ”  
” ”  
藤田 清次 ” ”  
大字千崎三〇二  
大字西高泊一九三三

(三三三) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営大波野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事了の時期

平成二十一年八月二十八日

(三三四) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(湯町換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る湯町換地区の換地計画を定めた  
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦  
覧に供します。

平成二十一年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成二十一年九月二十八日から同年十月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第四十七号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第十二条  
の三に規定する医師を次のとおり指定した。

平成二十一年九月二十五日

山口県公安委員会

一 医師の氏名並びに医療機関の名称及び所在地

医師の氏名	名	医	療	機	所	在	地
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇四の二					
藤田 実	”	”	”	”	”	”	”
青木 岳也	医療法人扶老会扶老会病院	”	”	大字船木八三三	”	”	”
土屋 直隆	”	”	”	”	”	”	”

二 診断を受けるべき者

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「政令」とい  
う。)第五条の二各号(第三号を除く。)に掲げる病気にかかっている疑いがある者  
及び法第五条第一項第三号又は第四号のいずれかに該当するおそれがある者

三 指定年月日

平成二十一年九月十六日

一 医師の氏名並びに医療機関の名称及び所在地

医師の氏名	名	医	療	機	所	在	地
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇四の二					
藤井 正美	山口大学医学部附属病院	”	”	南小串一丁目一番一号	”	”	”

二 診断を受けるべき者  
政令第五条の二第三号に掲げる病気にかかっている疑いがある者

三 指定年月日  
平成二十一年九月十六日

一 医師の氏名並びに医療機関の名称及び所在地

医師の氏名	名	医	療	機	所	在	地
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター				宇部市大字東岐波四〇〇四の二		
高橋 幹治	医療法人和同会片倉病院				大字西岐波二二九の三		
青木 岳也	医療法人扶老会扶老会病院				大字船木八三三		
土屋 直隆	"				"		
原田 和佳	医療法人和同会原田医院				周南市古川町九番八号		

二 診断を受けるべき者

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症である疑いがある者

三 指定年月日

平成二十一年九月十六日

平成二十一年九月二十五日印刷  
発行

発行所

山口県知事